

平成27年春スタート!

# 「子ども・子育て支援新制度」について



全日本私立幼稚園連合会

# 1 子ども・子育て支援新制度って？

平成24年8月にできた法律「子ども・子育て関連3法」をもとに、  
「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日からスタートします。  
この新制度をもとに、幼稚園、認定こども園、保育所などのあり方が整備されます。  
来春の、お子様の入園を考えている保護者の皆さんはもちろん、  
すでに入園しているお子様をもつ保護者の方にも関わってくる、  
子育て応援のための大切な制度です。



## 新制度の目的



✿ 子育ての負担を減らす

✿ 待機児童問題を解消

✿ 少子化に歯止めを



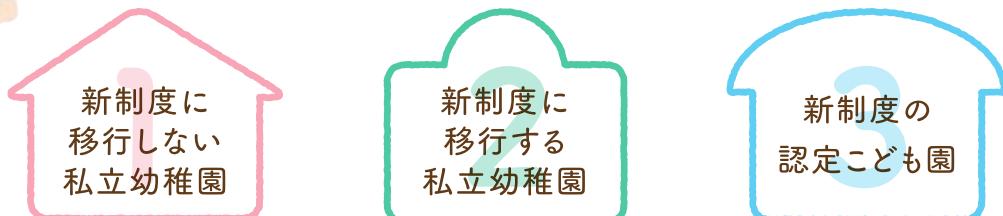
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を  
推し進め、全ての子どもたちに質の高い教育と保育を！

私立幼稚園については、大きく分けると  
3つのタイプの幼稚園（次ページ参照）ができることになり、  
ご家庭の事情に応じて選択肢が広がります。

## 2 新制度で私立幼稚園はどう変わるの？



この新制度で、私立幼稚園は大きく分けると3つのタイプになり、どのタイプの幼稚園に通園するかを保護者が選択します。



### 1 新制度に移行しない私立幼稚園

入園方法、保育料の支払いなどについて、現在の仕組みをそのまま維持する幼稚園です。

#### ◎入園の流れ

- ①幼稚園に直接利用の申し込みをします
- ②幼稚園から入園の内定を受けます
- ③幼稚園と契約します



### 2 新制度に移行する私立幼稚園

認定は市区町村から

1号認定

入園の申し込みは今まで通りですが、幼稚園を利用するためには市区町村から認定証を受け取ることが必要になります。

#### ◎入園の流れ

- ①幼稚園に直接利用の申し込みをします
- ②幼稚園から入園の内定を受けます
- ③幼稚園を通じて市区町村に認定申請をします
- ④幼稚園と契約し、幼稚園を通じて認定証を受け取ります

新制度でも、一時預かり事業として、従来と同じような預かり保育が利用できます。

### 3 新制度の認定こども園

(幼保連携型・幼稚園型) 認定は市区町村から

1・2・3号認定

幼稚園としての機能だけでなく、保育所としての機能もあわせもつ園。2と同様、市区町村から認定証を受け取ることが必要になります。（※1号認定の場合は、2の「新制度に移行する私立幼稚園」と同様の流れとなります）

#### ◎入園の流れ（1号認定の場合）

- ①幼稚園に直接利用の申し込みをします
- ②幼稚園から入園の内定を受けます
- ③幼稚園を通じて市区町村に認定申請をします
- ④幼稚園と契約し、幼稚園を通じて認定証を受け取ります

#### ◎入園の流れ（2号・3号認定の場合）

- ①市区町村に認定申請し、認定証を受け取ります
- ②市区町村に利用先の利用希望を申し込みます
- ③市区町村が調整し、利用先を決定します
- ④利用先の園と契約します

※市区町村によっては、幼稚園を通じて、市区町村に認定申請することもできます。

1号～3号認定の区分についての詳細は、次のページへ



### 3 教育・保育の「認定」について

この新制度で、前ページの②と③の園は「施設型給付」を受ける幼稚園になり、認定は市区町村から受けます。市区町村では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定種別で認定していきます。



#### 1号認定子ども

満3歳児以上で  
教育のみを希望

新制度に移行する園の幼稚園児(教育標準時間)

※今まで通り、幼稚園の預かり保育は利用できます。

利用施設:私立幼稚園、認定こども園



#### 2号認定子ども

満3歳児以上で  
「保育の必要な事由」に該当し、  
保育を希望

保護者の就労などの状況に応じて、利用時間が異なります。

- ◎フルタイム就労を想定した利用時間:最長11時間
- ◎パートタイム就労を想定した利用時間:最長8時間

利用施設:認定こども園、保育所

就労している方も、1号認定を受けて、私立幼稚園の預かり保育を利用することができます。  
詳しくは、最寄りの私立幼稚園・認定こども園にお問い合わせください。

#### 3号認定子ども

0歳～2歳児で  
「保育の必要な事由」に該当し、  
保育を希望

保護者の就労などの状況に応じて、利用時間が異なります。

- ◎フルタイム就労を想定した利用時間:最長11時間
- ◎パートタイム就労を想定した利用時間:最長8時間

利用施設:認定こども園、保育所



## 4 入園料や保育料は？

これまで私立幼稚園は、それぞれの幼稚園が定めた保育料でしたが、新制度に移行した園では、世帯の所得などに応じて市区町村が定めた保育料を納めることになります。

新制度に移行しない私立幼稚園の入園料や保育料は、これまで通りの取り扱いとなります。



## 5 給食とお弁当について

①新制度に移行しない私立幼稚園や、新制度の私立幼稚園（1号認定）の園児は、給食・お弁当のどちらでも選択できます。

（園によっては全員給食の場合あり）

②認定こども園の2号、3号認定の園児は、給食の提供が原則です。

（お弁当の日や、行事の場合は、弁当持参することもできます）



## 6 その他の納付金

新制度の私立幼稚園では、市区町村の定める保育料以外に、下記の納付金が必要になります。

### ①入園料等

その園の教育等の質向上のために必要であると各施設で

判断する場合、保育料の他に徴収可能な経費。

（教員配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備、など）

### ②実費徴収金

遠足代や給食代、制服代、スクールバス代等

※詳細は園によって異なりますので、各園にお問い合わせください。



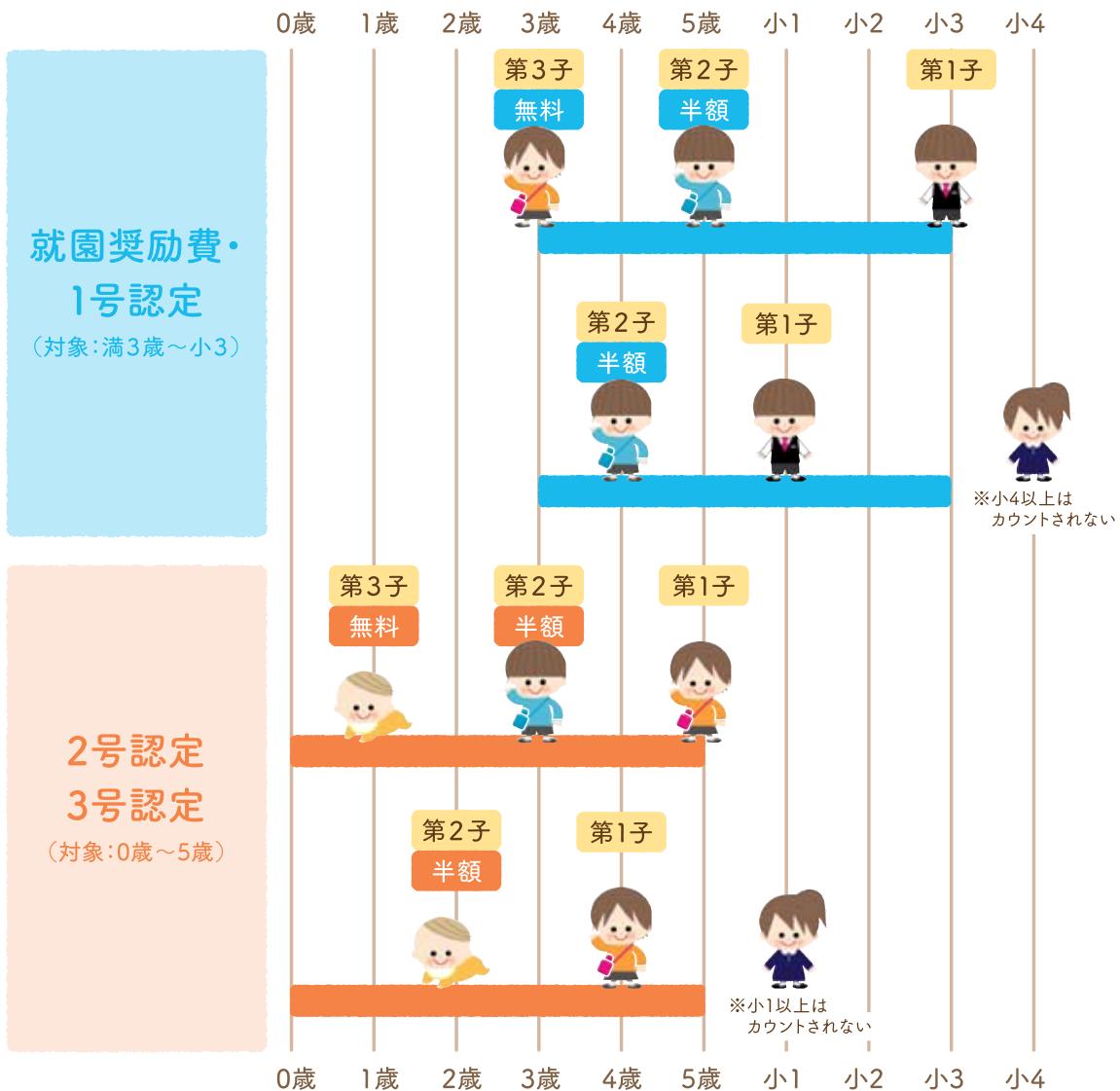
# 「就園奨励費」はどうなるの？

就園奨励費とは、世帯の所得などに応じた、保育料の負担軽減のための制度です。この就園奨励費は、平成27年度以降も引き続き従来の（新制度に移行しない）幼稚園に適用されます。

新制度に移行した幼稚園や認定こども園は、これまでの就園奨励費の仕組みとは異なり、世帯の所得などに応じて、就園奨励費と同等の負担軽減が反映された市區町村が定める保育料を保護者が納めます。

## 多子世帯減免について

子どもが複数いる世帯（多子世帯）の保育料については、第2子は半額、第3子は無料となります。（入園料等、実費徴収金を除く）ただし、対象となる兄弟姉妹の年齢が、保育認定等により異なります（下図の通り）。



## 8 新制度Q&A



**Q 現在、子どもが幼稚園に通っている場合、何か手続きが必要になりますか？**

**A** 新制度に移行する幼稚園などを、引き続き平成27年4月以降も利用する場合は、「利用のための認定」が必要となります。具体的な手続きについては、現在通っている幼稚園などを通してお知らせします。

**Q 新制度に移行する幼稚園と現行制度のままの幼稚園では、違いがあるのですか？**

**A** 手続き方法などに違いがありますが、どちらの幼稚園も、国が定めた教育要領に基づき、幼児期の教育を行う施設であることには変わりありません。利用の手続きの違いについては、このパンフレットの項目2をご覧ください。

**Q 新制度では、幼稚園への入園手続きはどうなりますか？従来の申し込み方法から変更はありますか？**

**A** 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め、3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されることなど、従来の手続きとは異なる点があります。このパンフレットの項目2～3をご覧ください。



**Q 新制度になると、現在の幼稚園はなくなってしまうのですか？**

**A** 現在の幼稚園が、必ず認定こども園になるわけではありません。それぞれの幼稚園が、どのように運営していくかを決める事になっていきます。新制度のもとで、各幼稚園がどのように運営されるかについては、お住まいの自治体または各施設などにおたずねください。



新制度の内容については…

子ども・子育て支援新制度

検索

